

上智大学少林寺拳法部

拳好会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は拳好会と称する。

第2条（所在）

本会は本部を会長宅に置く。

第3条（目的）

本会は会員相互の親睦を図り、上智大学少林寺拳法部の発展向上に資することを目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 会員相互の親睦の促進に関する各種活動。
- 2) 会員名簿及びメーリングリストの管理、会報の発行、ホームページの管理。
- 3) 上智大学少林寺拳法部に対する各種支援活動。
- 4) 他大学OB会等との連携・親睦に関する活動。
- 5) その他必要と認められる事項。

第2章 会員資格

第5条（会員の種類）

本会の会員は、正会員及び名誉会員からなるものとする。

第6条（正会員）

1. 上智大学少林寺拳法部における修行歴が大学卒業時まで継続した者で会長の承認を得た者を、本会の正会員とする。
2. 前項に定める修行歴が大学卒業時まで継続しなかった者で正会員5名以上の推薦を受け、総会の承認を得た者も、本会の正会員とする。

第7条（名誉会員）

会長は、上智大学少林寺拳法部の発展に寄与した者を、総会の承認を得て、名誉会員とすることができる。

第3章 総会

第8条（構成）

総会は、本会会員で構成し、本会の最高議決機関とする。

第9条（定期総会・臨時総会）

会長は毎年1回、定期総会を招集する。また、会長が必要と認めたとき、もしくは正会員20名以上の請求があるときは、臨時総会を招集する。

第10条（議長）

総会の議長は、会長がこれを務める。

第11条（会議の成立）

総会は議決権を有する正会員の5分の1以上の出席（委任状を含む。以下同じ。）をもって成立する。

第12条（議決権）

年会費を納入した正会員は、納入した会計年度に開催される総会及びその翌年度に開催される定時総会において1個の議決権を有する。

第13条（決議）

総会の決議は、出席した議決権を有する正会員（委任状を含む。以下本条において同じ。）の過半数以上の賛成をもって成立する。ただし、次条第3号（会則の変更）の決議は、出席した議決権を有する正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第14条（審議事項）

総会の審議事項は以下のとおりとする。

- 1) 事業計画
- 2) 予算及び決算
- 3) 会則の変更
- 4) 役員、会計監査の選任
- 5) 第6条第2項に定める正会員、第7条に定める名誉会員の承認
- 6) その他重要事項

第4章 役員会

第15条（地位）

役員会は総会の承認のもとに本会の運営にあたる。

第16条（構成・任期）

1. 役員会は次の役員をもって構成する。
 - 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 若干名
 - 3) 事務局長 1名
 - 4) 事務局長補佐 若干名
 - 5) 会計 1名
2. 各役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

第17条（招集）

会長は、必要に応じて役員会を招集する。

第18条（会長）

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第19条（副会長）

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第20条（事務局長）

事務局長は、会長、副会長を補佐し、会務全般を統括する。

第21条（事務局長補佐）

事務局長補佐は、事務局長を補佐し、会務全般を執り行う。

第22条（会計）

会計は、本会の財務管理を行う。

第5章 期別幹事

第23条（選出）

会長は、本会運営の円滑を図るため、各卒業年次毎に期別幹事を指名する。

第24条（職務）

期別幹事は同期会を開催するなど同期の融和団結を図るとともに、役員会との連絡を密にし、本会事業計画に関する当該期の連絡担当者として必要な活動を行う。

第6章 監督、コーチ

第 25 (監督)

監督は、上智大学少林寺拳法部を指導する。

第 26 条 (コーチ)

コーチは監督を補佐する。

第 7 章 会計

第 27 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 1 2 月 3 1 日に終わるものとする。

第 28 条 (会費)

正会員は、総会において決議された額の会費を納入するものとする。

第 8 章 会計監査

第 29 条 (選出及び任期)

総会において会計監査 1 名を選出する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 30 条 (職務)

会計監査は本会の会計を監査し、定期総会において監査報告を行う。

附 則

この会則は、平成 4 年 1 1 月 1 4 日より施行する。

附 則 (平成 2 5 年 1 月 1 2 日)

平成 2 5 年 1 月 1 2 日開催の定時総会決議にて改正された会則は、同年 4 月 1 日より施行する。